（被保険者でなくなつたことの届出）

第七条　（略）

2～5　（略）

6　第一項の届出は、特定法人にあつては、資格喪失届及び同項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

7　第四項の届出は、特定法人にあつては、資格喪失届及び第三十三条各号に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

8　第二項及び第五項の規定は、第六項の場合について準用する。

（被保険者の転勤の届出）

第十三条　（略）

2～4　（略）

5　第一項の届出は、特定法人にあつては、転勤届及び第二項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

6　第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（削る）

（被保険者でなくなつたことの届出）

第七条　（略）

2～5　（略）

（新設）

（新設）

（被保険者の転勤の届出）

第十三条　（略）

2～4　（略）

（新設）

（新設）

（被保険者の氏名変更の届出）

第十四条　事業主は、その雇用する被保険者が氏名を変更したときは、当該被保険者に係る次の各号に掲げる届出又は当該被保険者が当該事業主を経由して行う支給申請手続の際、雇用保険被保険者氏名変更届（様式第四号。以下「被保険者氏名変更届」という。）に運転免許証、健康保険の被保険者証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一　第七条第一項の規定による被保険者でなくなつたことの届出

二　第十二条の二の規定による雇用継続交流採用職員に関する届出

三　前条第一項の規定による被保険者の転勤の届出

四　次条の規定による被保険者の個人番号の変更の届出

五　第十四条の三第一項の規定による被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出

六　第十四条の四第一項の規定による被保険者の育児又は介護のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出

七　第百一条の五第一項又は第六項の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続

八　第百一条の七第一項又は同条第二項において準用する第百一条の五第六項の規定による高年齢再就職給付金の支給申請手続

九　第百一条の十三第一項又は第五項の規定による育児休業給付金の支給申請手続

十　第百一条の十九第一項の規定による介護休業給付金の支給申請手続